

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における
建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの制限の指定

区 域 (都市計画区域を指定している市町村に限る。 ただし、建築主事を置く市を除く。)		法第52条第1 項第6号の規定 に基づく数値	法第53条第1 項第6号の規 定に基づく数 値	法第56条第1 項第1号の規 定に基づく、法 別表第3(に) 欄5の項の数値	法第56条第1項 第2号二の規定 に基づく数値
見附市	芝野町字浦田、字大割郷及び 字五反田の各一部	10分の20	10分の6	1.5	2.5
	上新田町字源内、芝野町字堰 上及び速水町字道東の各一部 並びに柳橋町字稲場、字土居 下及び字前田乙の各一部				
	その他の区域				
五泉市	大字佐取の一部	10分の30	10分の7	1.5	2.5
	その他の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5
佐渡市	湊及び夷の全部並びに春日、 福浦及び加茂歌代の各一部	10分の40	10分の7	1.5	2.5
	相川濁川町、相川坂下町、相 川新西坂町、相川板町、相川 材木町、相川新材木町、相川 羽田町、相川江戸沢町、相川 一町目裏町、相川一町目浜町 、相川五郎左衛門町、相川二 町目浜町、相川三町目浜町、 相川四町目、相川四町目浜町 、相川市町、相川馬町、相川 羽田村、相川下戸浜町、相川 下戸村及び相川鹿伏の各一部 並びに相川小六町、相川石扣 町、相川塩屋町、相川一町目、 相川二町目、相川三町目、相川 下戸町、相川下戸炭屋町、相川 下戸炭屋裏町、相川下戸炭屋 浜町及び相川海士町の全部	10分の30	10分の7	1.5	2.5
	その他の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5
弥彦村	大字上泉、大字弥彦、大字走 出、大字観音寺及び大字麓の 各一部	10分の5	10分の3	1.5	1.25

弥彦村	大字走出及び大字弥彦の各一部	10分の20	10分の6	1.5	2.5
	川崎の一部				
	大字大戸の一部				
	その他の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5
魚沼市	大字下折立、大字上折立及び大字大湯の各一部	10分の30	10分の7	1.5	2.5
	その他の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5
湯沢町	大字湯沢字中間沢、字布場、字大刈野、字西山、字一之沢、字繫及び字松ノ木坂の各一部	10分の40	10分の7	1.5	2.5
	大字神立字下戸沢の全部及び字宇津野の一部				
	大字土樽字野尻、字川原、字中畑、字上中子、字下中子、字幅下、字上岩、字野尻平、字袖ノ原、字居頭、字添地及び字下川原の各一部	10分の30	10分の7	1.5	2.5
	大字土樽字上中子、字下中子、字大幅、字小坂下、字上林塚、字中畑、字野中、字西ノ久保、字関下、字西、字関上、字神林、字押出、字西田及び字前平の各一部並びに字宮下、字居尻及び字クルミ坂の全部				
その他の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5	
南魚沼市	大字石打字甘日石、字甘日石上林、字鎌止々、字曾我市及び字土堂の各一部	10分の40	10分の7	1.5	2.5
	大字姥島新田字原の一部				
	大字樺野沢字北沢、字ユブ、字ゆぶ、字余夫及び字吉峯の各一部				
	大字舞子字ゴチャウブの一部	10分の20	10分の7	1.5	2.5
その他の区域					
糸魚川市	大字能生小泊及び大字能生の各一部	10分の30	10分の7	1.5	2.5
	その他の区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5
上記以外の市町村	全区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5

なお、建築主事を置く市（新潟市、新発田市、三条市、長岡市、柏崎市、上越市）内の指定は、各市にお問い合わせください。